

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和元年十一月十一日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	取消年月日
大崎 典子	松本のりこ後援会	一、九、二〇
沼田 幸一	沼田幸一後援会	一、九、一一
宮崎雄一郎	雄盛会	一、八、三一
山田 智信	246理想政治研究会	一、九、二